

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』 募集要項

申請に当たっての注意

●申請には①申請書類の郵送と②Oh-o!Meijiのアンケート機能による申請の両方が必須です。上記①・②のどちらか一方でも期限が過ぎてしまった場合は、申請を受け付けませんので、ご注意ください。

●既に一次募集で当該給付金の推薦対象者となっている場合は、再度の申請はできません。

●一次募集で推薦対象外となった場合でも、再度申請することは可能です。

1 概要

一般のコロナウイルス感染症拡大（以下「コロナ感染症」という。）による影響で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減収により、学生生活にも経済的な影響が顕著となっている状況の中で、修学が困難になっている学生（学部生、大学院生及び専門職大学院生）に対して、国（日本学生支援機構。以下「機構」という。）が経済支援を行ないます。

2 支援対象者の要件（基準）

（1）次の①～⑥の要件を満たす者

- ① 家庭からの多額の仕送りを受けていないこと（※1）
- ② 原則として自宅外で生活をしていること（※2）
- ③ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高いこと
- ④ 家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できないこと
- ⑤ コロナ感染症の影響でアルバイト収入（※3）が大幅に減少（前月比50%以上※4）していること
- ⑥ 既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たすこと（※5）
 - 1) 高等教育の修学支援新制度（以下「新制度」という。）の第Ⅰ区分の受給者
 - 2) 新制度の第Ⅱ区分または第Ⅲ区分の受給者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の併給が可能なものにあつては、限度額まで利用している者又は利用を予定している者
 - 3) 新制度に申込みをしている者又は利用を予定している者であつて、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
 - 4) 新制度の対象外であつて、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用してい

る者又は利用を予定している者

- 5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度を利用している者又は利用を予定している者

(2) 上記(1)を考慮した上で、経済的理由により大学等での修学の継続が困難であると大学が必要性を認める者

- (※1) 家庭からの多額の仕送りを受けるとは、家庭からの仕送り額年間150万円以上（授業料を含む）を目安とします。
- (※2) 自宅外で生活しているとは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。申請にあたっては、自宅外通学であるということの証明書類（アパート等の賃貸借契約書のコピー等）の提出が必要です。
- (※3) あなたが勤めるアルバイト先が雇用調整助成金の支援対象となっており、かつ雇用主から休業手当が支払われている場合は、当該手当をアルバイト収入とみなします。
- (※4) 2020年1月以降で、あなたのアルバイト収入が大きく減少した月が「当月」となります。
- (※5) 第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、高等教育の修学支援新制度における、収入基準に基づく支援区分のことを指します。

3 支給金額

住民税非課税世帯※の学生 200,000円

上記以外の学生 100,000円

※住民税非課税世帯とは、**学生及び生計維持者（父母等）全員が住民税非課税（市町村民税所得割が非課税）の場合が該当**します。ただし、生計維持者が学生本人の場合（所得税法及び健康保険証が別）であり、独立生計である場合は、学生本人が住民税非課税であれば住民税非課税世帯に該当します。

4 募集人数

文部科学省から配分された推薦枠による。

※各大学に推薦枠があるため、必ず採用される訳ではありません。

5 給付方法

採用の場合は申請者である学生本人名義の口座に振り込みます。本人名義の口座が無い人は給付金の申込みまでに利用できる口座を開設しておいてください。

【取扱い金融機関】

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信託銀行（一部対象外）、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合（※）	外資系銀行、インターネット専門銀行（楽天銀行、ジャパンネット銀行等）、その他一部の銀行（新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行）
口座	本人名義の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、休眠口座

6 申請期間

① 申請書類の郵送

申請期間：2020年7月8日（水）～7月15日（水）（申請期間最終日の消印有効）

② Oh-o!Meiji のアンケート機能による申請

申請期間：2020年7月8日（水）～7月15日（水）17:00

※ 上記①・②のどちらか一方でも期限が過ぎてしまった場合は、申請を受け付けることはできません。

7 申請に必要な書類（郵送する書類）

必要書類		概要
1 「学生支援緊急給付金申請書」【様式1】		◎本制度による給付金の支給を申請するための書類。 ※上記の取扱金融機関を確認したうえで振込先口座を記入してください。
2 「誓約書」【様式2】		◎申請者（学生）本人が受ける給付金の支給要件等を確認するための書類。 ※申告内容に虚偽の記載があったときは、支給した給付金を返還していただきます。
3 支給要件を満たすことを証明する書類	①家庭から多額の仕送りが無い	◎誓約書（様式2）に金額（年額）を記載 ※1年生は仕送り予定額、2年生以上は2019年度の仕送り額を記載
	②原則として自宅外で生活している	◎アパート等の賃貸契約書の写し、直近の家賃の支払い根拠書類、住民票の写し等のいずれかの書類
	③生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い	◎誓約書（様式2）に金額（年額）を記載 ※1年生はアルバイト収入予定額、2年生以上は2019年度のアルバイト収入額を記載。
	④家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない	◎コロナ感染症対策に係る他の公的支援措置を受けている場合の受給証明書等（提出可能な場合） ◎提出できない場合は申請書の「3. 申し送り事項」の⑤に記載（チェックを入れる）。
	⑤コロナ感染症の影響でアルバイト収入が大幅に減少（前月比50%以上）している	◎アルバイト先からの給与明細または振込口座の預貯金通帳の写し等（本年1月以降の2か月分で減少がわかるもの）
	⑥既存の支援制度について、以下のいずれかを満たす 1) 新制度の第Ⅰ区分の受給者 2) 新制度の第Ⅱ区分又は第Ⅲ区分の受給者であって、第一種奨学金の併給が可能なものにあつては、限度額まで利用している者又は利用を予定している者 3) 新制度に申込みをしている者又は今後利用をする者であつて、第一種奨学金の限度額まで利用している者又は利用を予定している者 4) 新制度の対象外であつて、第一種奨学金の限度額まで利用している者又は利用を予定している者 5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度を利用している者又は利用を予定している者	◎左記を証明する書類は必要ありませんので、募集要項巻末の「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』（日本人学生用）提出チェックリストに記入してください。 ※第二種奨学金を利用している者又は利用を予定している者も申請可能です。その場合は誓約書（様式2）の⑥ 5)にチェックをしてください。

<p>4 住民税非課税証明書</p>	<p>◎「住民税非課税世帯」として申請する場合は、必ず提出をしてください。</p> <p>◎学生本人・生計維持者（父母等）の家族全員分が必須です。住民税非課税世帯とは、家族全員が住民税非課税であることが要件です</p>
<p>5 「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』（日本人学生用）提出書類チェックリスト</p>	<p>◎募集要項巻末のチェックリストに必要事項をすべて記入の上、提出してください。</p>

8 申請方法（郵送および Oh-o!Meiji 両方必須）

① 申請書類の郵送

- ・申請書類を郵送するとともに、Oh-o!Meiji のアンケート機能の申請フォームから申請してください。
- ・郵送は、郵便局から「特定記録」で郵送してください。**（申請期間最終日の消印有効）**「普通郵送」の郵便事故等による不着や遅延については責任を負いかねます。なお、電話等による申請書類の到着確認はお答えできません。
- ・申請書類は、角2号（A4）サイズの封筒に入れ、募集要項巻末の宛て先ラベルを印刷し、封筒に貼付してください。

※ 本学では文部科学省指定のLINEでの申請は受け付けていません。

② Oh-o!Meiji のアンケート機能による申請

- ・Oh-o!Meiji のアンケート機能の申請フォームから申請は、**7月15日（水）17:00まで**に、行ってください。
- ・申請内容は、申請書【様式1】の記載した内容を入力してください。

9 推薦者の決定

提出書類に基づき、支給要件の審査を行い、最終的には日本学生支援機構が採否を決定します。

10 推薦者等の発表

日本学生支援機構への推薦者については、2020年7月下旬～8月上旬（予定）にOh-o!Meijiにてお知らせします。（推薦対象外となった場合もお知らせします。）

※ 審査内容、発表に関する個別の照会については、一切応じかねます。

11 給付時期及び給付方法

給付時期は未定です。日本学生支援機構から連絡があり次第、御連絡します。

申請時に提供のあった学生等の口座に給付金を振り込みます。なお、支給の決定については国からの決定通知など書面での通知は行われません。口座への振込みをもって、支給決定の通知となります。

12 給付金の返還

申請内容を偽り、その他不正の手段により学生支援緊急給付金を受給する等の申告内容に虚偽が判明した場合は、支給した給付金を全額返還していただきます。

以上

切手

東京都千代田区神田駿河台1-1

明治大学 学生支援事務室 奨学金係 行

二次募集

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』（日本人学生用）

【申請期間：7月8日（水）～7月15日（水）（火）当日消印有効】

特定記録

必ず次のことを確認した上で、郵送してください。（申請者全員必須）

- 今回申請する給付金は申請期間内です。
- Oh-o!Meiji のアンケート機能による申請を行いました。
- 申請書および付随する必要書類を同封しました。
- 申請に関して不備がないことを確認しました。
- 送付キャンパスに誤りはありません。

（差出人）〒 _____

住 所

氏 名

（駿河台キャンパス送付用）

二次募集「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』（日本人学生用） 申請書類提出チェックリスト

※氏名・学部・学生番号を記入し、封入書類をチェックの上、申請書類とともに郵送して下さい（当日消印有効）

フリガナ		学部	学生番号																	
氏名																				

申請に必要な書類	提出チェック	事務使用欄	
		①	②
1 「学生支援緊急給付金申請書」 【様式1】			
2 「誓約書」【様式2】			
3 アパート等の賃貸契約書の写し、直近の家賃の支払い根拠書類、住民票の写し等のいずれかの書類	自宅外生のみ		
4 コロナ感染症対策に係る他の公的支援措置を受けている場合の受給証明書等 ※提出できない場合は申請書の「3. 申し送り事項」の⑤に記載（チェックを入れる）。			
5 アルバイト先からの給与明細または振込口座の預貯金通帳の写し等（本年1月以降の2か月分で減少がわかるもの）			
6 住民税非課税証明書 ※住民税非課税世帯として申請する場合は家族全員（学生及び生計維持者（父母等））の非課税証明書が必要です。 ※住民税非課税世帯とは、 学生及び生計維持者（父母等）全員が住民税非課税（市町村民税所得割が非課税）の場合が該当 します。			

奨学金の受給・貸与状況 ※該当するものにチェック，必要事項を記入する。

現在 受給・貸与中 の奨学金	<input type="checkbox"/> 国の修学支援制度（Ⅰ区分・Ⅱ区分・Ⅲ区分） ←○をつける <input type="checkbox"/> 日本学生支援機構（ 第一種 ・ 第二種 ） ←○をつける <input type="checkbox"/> その他（ ）
現在 申請中 の奨学金	<input type="checkbox"/> 国の修学支援制度 <input type="checkbox"/> 日本学生支援機構（ 第一種 ・ 第二種 ） ←○をつける <input type="checkbox"/> その他（ ）
今後 申請予定 の奨学金	<input type="checkbox"/> 国の修学支援制度 <input type="checkbox"/> 日本学生支援機構（ 第一種 ・ 第二種 ） ←○をつける <input type="checkbox"/> その他（ ）

＜申請期間＞2020年7月8日(水)～7月15日(水)

※申請期間最終日の消印有効です。申請期間経過後の提出はできません。

※提出書類に不足がないか確認してください。